

貿易取引をサポートする
貿易保険のご案内 XIV

2020年1月発行



与信管理

目 次

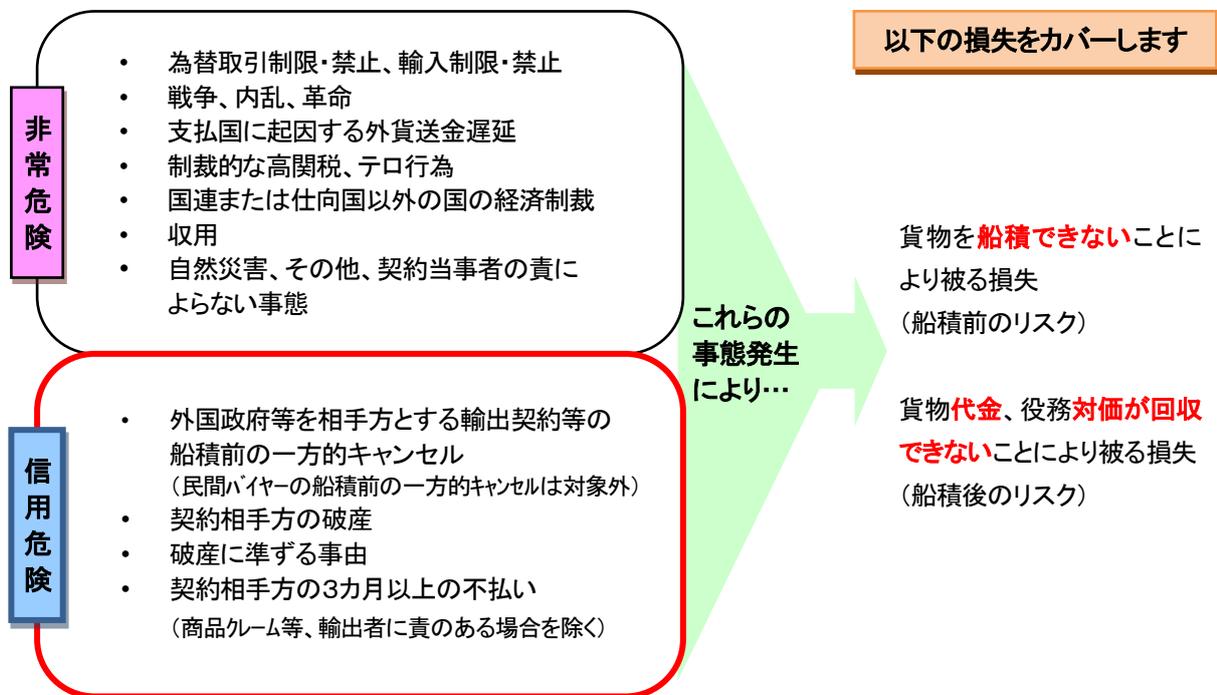
内 容	ページ
はじめに	1
1. 契約相手方の与信審査	2
2. 「海外商社名簿」- 審査済みバイヤーの管理リスト	2
3. バイヤーの与信審査を必要とする保険商品	3
4. 「バイヤー格付」- 与信審査の結果を表すコード	3
PU格(与信審査を行わない格付)	3
名簿管理区分の格付	4
事故管理区分の格付	4
5. バイヤーの与信枠	5
6. 各種お手続きについて	8
1) 海外商社(バイヤー)登録手続き	8
2) 海外商社(バイヤー)変更手続き	9
(1) 格付変更	9
(2) 名称、住所変更・追加	9
(3) 海外支店・子会社等の登録・削除	9
3) スリーピング候補バイヤー解除	10
4) お手続きの注意事項	10
(1) 信用調査報告書	10
(2) 信用調査報告書の要件	11
(3) GE 格(銀行以外)の認定要件	12
(4) 信用調査報告書の代替資料	12
バイヤー格付ごとの保険種別引受基準	13
海外商社名簿登録等の申請に関するお問い合わせ及び提出先	14
Web サービスに関するお問い合わせ先	14
その他貿易保険に関するお問い合わせ先	14

はじめに

日本貿易保険(NEXI)の貿易保険は、企業が行う輸出入、海外投資あるいは融資といった対外取引において以下のようなリスクの発生により、契約当事者である本邦企業が被る損失をてん補(カバー)いたします。

NEXI がこれらのリスクによる損失を引受けることにより、本邦企業の皆さまは予測できない事態を恐れることなく、安心して海外との取引を進めることができます。

本パンフレットでは、特に、船積から決済までの期間が2年未満のお取引について、契約相手先の信用リスク(下図の「信用危険」に該当する事項)をお引受けするために、NEXI が独自に設けている与信審査と審査結果を表す格付、その手続きについて解説します。



- このパンフレットは、与信管理について説明したものです。
- 海外商社(バイヤー)に関する手続きは、Web から申請いただけます。ぜひ、便利な Web サービスをご利用ください。

1. 契約相手方の与信審査

NEXIでは、貿易保険のご利用を希望されるお取引の契約相手方または支払人(以下、「海外商社」または「バイヤー」といいます。)の信用リスクの引受判断のために、独自の与信審査を行っています。

また、与信審査の結果はNEXI独自の「格付」で表し、この格付を元に、保険商品ごとに信用リスクのお引受け可否判断を行います。

※バイヤー格付については、保険引受のために設定するものであり、その他の目的についての適合性を保証するものではありません。

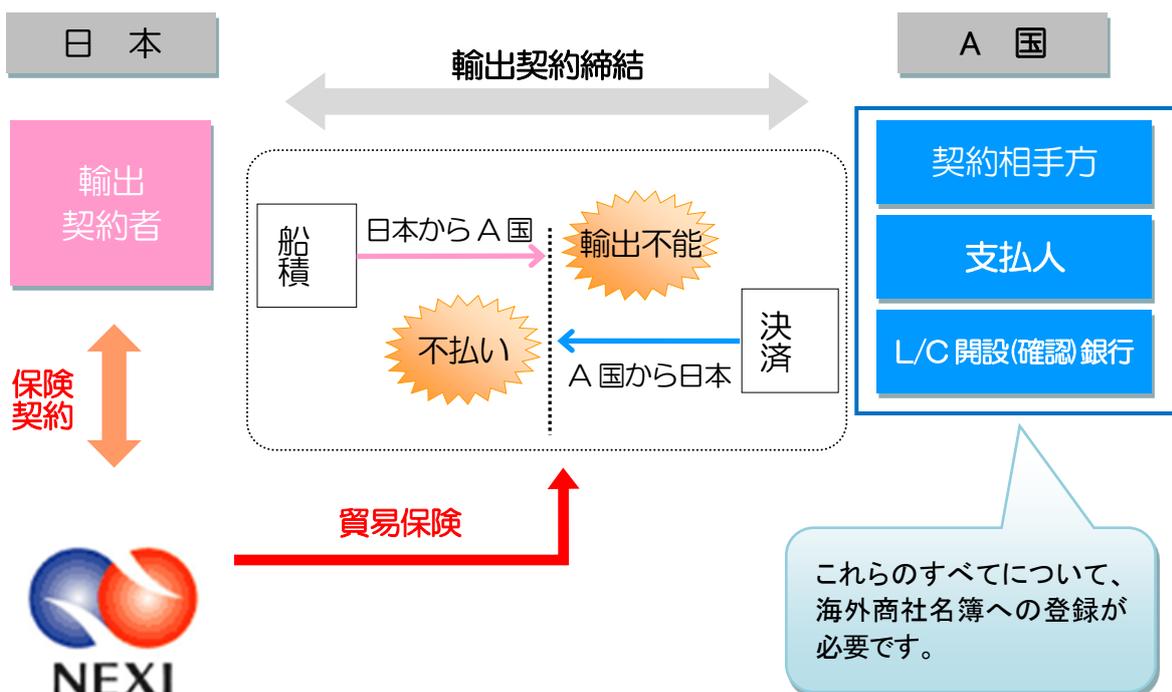
2. 「海外商社名簿」-審査済みバイヤーの管理リスト

「海外商社名簿」とは、お客様から保険ご利用のお申込みのあったバイヤーについて、NEXI が与信審査を行った結果を、国別、バイヤー別に管理するためのリストのことです。海外商社名簿には①国名、②バイヤー名称、③バイヤー住所、④国・バイヤーごとに割り当てた整理番号(以下、「バイヤーコード」といいます。)、⑤格付を記載し、保険のお引受けに役立っています。

貿易保険ご利用の際には、バイヤーが海外商社名簿に登録されている必要があります。また、L/C 決済の場合は、L/C 開設(確認)銀行も登録します。なお、バイヤーの信用リスクカバーを不要とされる場合でも、保険証券上にバイヤー名称・住所を表示するために、海外商社名簿へのバイヤー登録をお願いしています。(P.3 「PU格(与信審査を行わない格付)」をご参照ください。)

バイヤーを海外商社名簿に登録するお手続きにつきましては、P.8 「1) 海外商社(バイヤー)登録手続き」をご参照ください。

海外商社名簿に登録する「バイヤー」の範囲



3. バイヤーの与信審査を必要とする保険商品

次の保険商品をご利用の場合には、保険の申込みに先立ち、バイヤーの与信審査が必要です。

- ① 貿易一般保険(注1)
- ② 貿易代金貸付保険
- ③ 限度額設定型貿易保険
- ④ 中小企業・農林水産業輸出代金保険
- ⑤ 簡易通知型包括保険
- ⑥ 輸出手形保険
- ⑦ 前払輸入保険

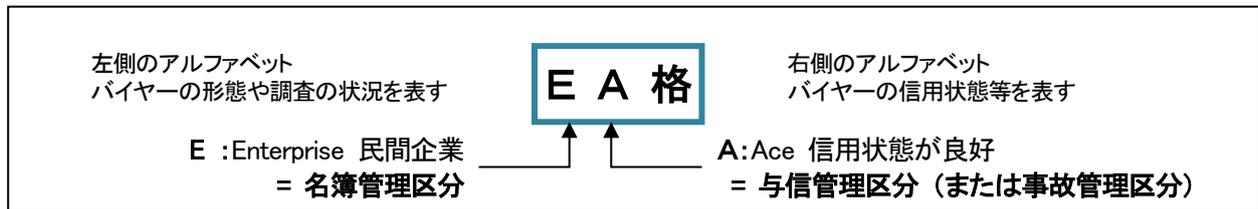
左記のいずれかであって、
原則ユーザンスが2年未満のもの。
注1) 消費財包括保険を除く。

※ 保険種別の信用危険引受基準は、P.13の一覧表をご参照ください。

※ 海外投資保険、海外事業資金貸付保険のご利用の場合にも、名称・住所のみを海外商社名簿にご登録ください。(与信審査は不要です。)

4. 「バイヤー格付」-与信審査の結果を表すコード

「格付」とは、バイヤーの企業、機関の形態や調査の状況、信用状態等を2桁のアルファベットにて表示したものです。



名簿区分		定義	組織形態	信用状態	リスク	
G	Government	政府機関、政府関連機関、及び国際金融機関等			低	
E	Enterprise	民間企業			EE	EA
S	Security	銀行(G格に区分される銀行を除く。)			EM	EF
P	Provisional	上記のいずれにも該当しない者			EC	

PU 格(与信審査を行わない格付)

非常危険のみを付保する場合や、自社の子会社向け取引など、取引先の与信審査が不要の場合は、バイヤー名称・住所のみを海外商社名簿に登録することができます。この場合の海外商社格付は「PU 格」となります。

名簿管理区分の格付

- 【G】
 - ・ 政府や地方公共団体、国際機関等。(信用危険がこれらと同等であると確認できる政府系企業も含む。)
 - ・ 輸出契約のキャンセルリスクをてん補するのが特長。
- 【E】
 - ・ 民間企業及び名簿区分Gの要件を満たさない国営企業。
 - ・ 名簿区分Eのバイヤーのうち、EE格、EA格、EM格、EF格のバイヤーについては、代金回収不能リスクについて、与信枠管理を行っている。
 - ・ なお、EC格のバイヤーは、代金回収不能リスクは引き受けない。(GS格、GE格、SA格の銀行が発行または確認する取消不能信用状(以下、「ILC」といいます。))にて代金が決済される取引は、代金回収不能リスクもてん補可。)
- 【S】
 - ・ 銀行等。
 - ・ SA格の銀行が発行または確認するILCにより代金が決済される輸出契約等は、代金回収不能リスクをてん補する。(ただし、事故管理区分Bのバイヤーは除く。)
 - ・ SA格の銀行が契約の相手方やバイヤーとなった場合にも代金回収不能リスクをてん補する。
- 【P】
 - ・ 上記以外のバイヤー。
 - ・ 海外商社名簿への登録手続きは簡略化されているが、輸出不能リスク、代金回収不能リスクともにてん補しない。(GS格、GE格、SA格の銀行が発行または確認するILCにより代金が決済される場合には、ILC取得以降、信用危険をてん補する。)

事故管理区分の格付

- 【R】
 - ・ 名簿区分G、E、Sのバイヤーのうち、信用危険が発生した、または信用危険の発生する蓋然性が高いと認められるバイヤー
 - ・ 輸出不能リスク、代金回収不能リスクともにてん補されません。(GS格、GE格、SA格の銀行が発行または確認するILCにより代金が決済される場合には、代金回収不能リスクについてはてん補されます。)
- 【B】
 - ・ 解散などにより債務を履行できないバイヤー
 - ・ 保険金支払後、未回収残高のあるバイヤー等
 - ・ 非常危険・信用危険とも保険のお引受けをお断りしております。

【格付記号の略】

与信管理区分のバイヤー格付けと評価基準			事故管理区分のバイヤー格付けと評価基準	
G Government		政府機関等	R Remarks	債務不履行
	S	Security 外貨管理当局 等	G グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失発生通知の内容が「債務不履行」として報告された者 ・ 相当の支払遅延のある者 ・ 2年以内に不渡り手形を発行した者
	A	Authority 一般政府機関 等	S グループ	
	E	Enterprise 政府系企業、国立銀行等	E グループ	
E Enterprise		民間企業	B Bankruptcy	破産、保険金支払い等
	E	Excellent 優良企業	G グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失発生通知の内容が「破産」として報告された者 ・ 保険金を支払った者 ・ 破産、その他これに準ずる状態にある者
	A	Ace 信用状態良好 等	S グループ	
	M	Massive 信用責任残高大	E グループ	
	F	Fair 保険引受に一定制限		
	C	Cautious 信用状態等に不安		
S Security		商業銀行等		
	A	Ace 優良商業銀行 等		
	C	Cautious 信用状態不安		
P Provisional		格付け未確定		
	N	Newly established 創設期の者		
	U	Uncertain 信用状態不明		
	T	Temporary 信用調査不可能等		

5. バイヤーの与信枠

バイヤーが民間企業の場合の「Eグループ格付」のうち、EE 格、EA 格、EM 格、EF 格バイヤー向けのお取引に対し、船積後の信用危険カバーをご希望される場合は、NEXI が各バイヤーに設定した与信枠の範囲内でお引受けいたします。

保険の種類によっては、特約締結時等に「保険金支払限度額」として設定いただく場合もあります。それぞれの手続方法は、各保険の商品パンフレットか、ウェブサイト「契約・事故時のお手続き」の「保険のお申込手続き」から該当の箇所をご参照ください。

1. 個別保証枠

NEXI では、バイヤーの与信枠管理のために、バイヤーごとに以下の保険商品共通の「個別保証枠」を設定しています。信用危険の船積後(代金回収不能)のカバーを希望される場合は、個別保証枠の残高が、船積後の保険金額以上あることが前提となります。個別保証枠の残高状況は、本店、大阪支店の以下の部門にお問合せください。

ご希望のカバー範囲	本店	大阪支店
貿易一般保険(個別保険)〈船積後信用危険を希望する場合〉、 輸出手形保険、または中小企業・農林水産業輸出代金保険での信用危険	お客様相談窓口	営業グループ
貿易一般保険包括保険(機械設備、船舶、鉄道車両、技術提供) 及び技術提供個別保険の EM・EF 格バイヤーの船積後信用危険	輸出保険 第一グループ	営業グループ

2. 保険金支払限度額

以下の保険商品は、案件ごとの個別保証枠を取得するのではなく、取引の残高を想定して、最初に「保険金支払限度額」を決めます。これもバイヤーの与信枠の一つとなっています。

- 1) 貿易一般保険包括保険(企業総合)の特約締結時に設定
- 2) 限度額設定型貿易保険の保険契約時に設定
- 3) 簡易通知型包括保険の保険契約時に設定

海外商社名簿からバイヤーの登録を削除する場合

海外商社名簿に掲載されているバイヤーが次の状態となった場合には、海外商社名簿から削除します。
(詳細は、規程「海外商社名簿について」第4条をご参照ください。)

1. 信用危険事故による保険金支払があり終了認定した債務者で、解散もしくは失踪している者
2. 解散、会社清算、営業活動停止又は営業活動状況が不明な者で、責任残高・未回収残高のない者
3. 海外商社名簿の住所等に存在を確認できない者
4. 死亡、国外逃亡した個人事業主、及び破産手続きを開始した個人事業主
5. 合併により消滅した者
6. 1～5に準ずる者
7. 貿易保険の利用が一定期間なく、且つ保険責任残高がない者 (=スリーピングバイヤー)

【与信管理区分】

格付		評 価 基 準
G	GS	次の各号のいずれかに該当する者 一. 外貨管理当局(中央銀行等) 二. 財政担当当局(財務省等) 三. 国際連合その他これに準ずる国際機関 四. 国際金融機関(第1号に該当するものを除く。)
	GA	次の各号のいずれかに該当する者 一. 行政府(立法府及び司法府を含み、GS格に該当するものを除く。)の各省各部署 二. 連邦制の国家にあっては、州政府の各省各部署 三. 地方公共団体 四. 第1号又は第2号に該当する者の保有する軍隊 五. 前各号に該当する者の付属機関
	GE	次の各号のいずれかに該当する者 一. 以下の全てが満たされ、かつ、NEXI が名簿区分 G を適当であると判断した者 イ) GS格又はGA格に該当する者(以下本号及び第3号において「GS格等」という。)が 出資割合50%超を保有する者(銀行等を除く。)であること。(GS格等及びGS格等 が出資割合50%超を保有する者又はGS格等が出資割合50%超を保有する者 が出資割合50%超を保有する者は、GS格等が出資割合50%超を保有する者 とみなす。第3号において同じ。) ロ) GS格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。 ハ) 次のいずれかに該当すること。 (1). 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されている こと。 (2). 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該 海外商社の属する政府若しくは地方公共団体の承認等が必要であること。 二. 政府関係法人又は政府関連基金等 三. GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等 四. 第1号の要件を満たさないが、中央政府が原則として直接又は間接に出資割合10 0%を保有し実質的に政府と同一視できる者で、かつ、NEXI が名簿区分 G を適当であ ると判断した者。
E	EE	財務分析評価並びに定性評価(経営環境、営業基盤及び業界動向等の評価)(以下単に「信用分析評価」といいます。)の結果から、財務内容が優良な水準にあり信用状態も良好であつて、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は極めて低い、と NEXI が判断した者
	EA	信用分析評価の結果から、財務内容が現状良好な水準にあり信用状態も良好であつて、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は低い、と NEXI が判断した者
	EM	EE格又はEA格の基準を満たす者であつて、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者
	EF	信用分析評価の結果から、信用状態等は現在問題無い水準にあるが、将来環境等が変化した場合にはその影響を受けやすく債務履行能力が問題となる可能性がある、と NEXI が判断した者
	EC	信用分析評価の結果から、信用状態等に不安があり、将来環境等が変化した場合に債務履行能力が問題となる可能性が高い、と NEXI が判断した者
S	SA	信用状態及び財務内容が一定水準以上にある、と NEXI が認める銀行等(GS格又はGE格に該当する者を除く。)
	SC	GS格、GE格及びSA格以外の銀行等

【与信管理区分(続き)】

P	PN	創設期の者であって、信用状態が不明な者
	PU	信用状態が不明な者(PN格又はPT格に該当する者を除く。)
	PT	次の各号のいずれかに該当する者 一. 経営実態のない者(ペーパーカンパニー等) 二. 戦争、革命、内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する者

【事故管理区分】

格付		評 価 基 準
R	GR	次の各号のいずれかに該当する者(事故管理区分B及び P.9 「(3)海外支店・子会社等の登録・削除」に該当する者を除く。) 一. 内容変更承認申請書等の提出により信用危険の発生が認められた者又は事情発生通知書若しくは危険・損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者 二. 相当の支払遅延のある者 三. 過去2年以内に手形又は小切手の不渡が発生した者 四. 取引が推薦されない者 五. 信用供与が不適当と勧告されている者 六. 債務超過になっている者(但し、実質的には債務超過でない又は一時的な債務超過であると日本貿易保険が認めた場合は除く) 七. 信用危険による保険金支払の対象となった者のうち、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部を回収した者(債権売却等により回収すべき金額がなくなった者を含む)であって、信用状態の回復が明らかでない者(但し、回収に係るリスケジュール契約を履行している者も含むことができるものとする。)
	ER	
	SR	
B	GB	次の各号のいずれかに該当する者(P.9 「(3)海外支店・子会社等の登録・削除」に該当する者を除く。) 一. 事情発生通知書又は危険・損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者であって、次のいずれかに該当する事由により債務を履行できない者 イ) 解散した者 ロ) 清算手続中の者、あるいは清算手続が終了した者 ハ) 買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者 二. 信用危険による保険金支払の対象となった者であって、当該支払保険金に係る回収すべき金額の全部又は一部が未回収となっている者(但し、事故管理区分 R に該当する者を除く) 三. 業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せられ、その執行が終わった日若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者又はこれらの法令に違反して過料の賦課、営業停止その他の行政処分処分に処せられた日から2年を経過していない者
	EB	
	SB	

6. 各種手続きについて

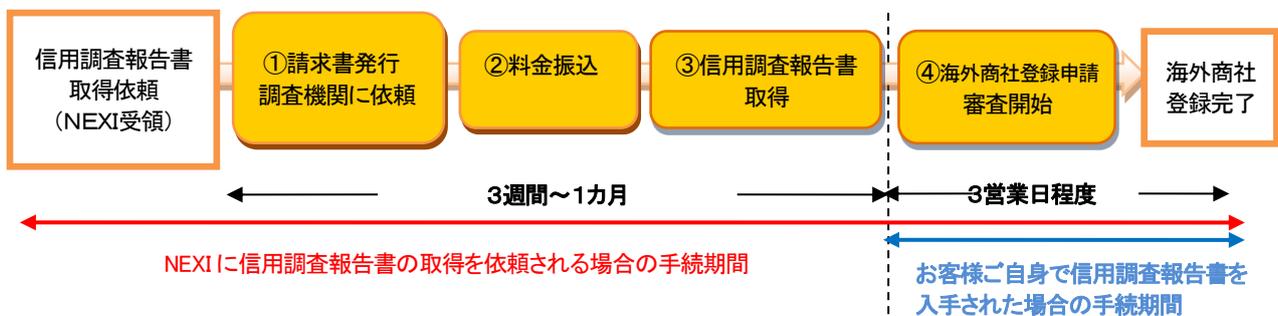
バイヤー、及び L/C 開設(確認)銀行を「海外商社名簿」に登録するにあたって、以下の手続きをおとりください。

- お客様にとっては初めての取引先であっても、すでに他のお客様が貿易保険利用のために海外商社名簿への登録手続きを行っている場合がありますので、手続きに先立ち、Web サービス(NEXI のウェブサイトトップページ(<https://www.nexi.go.jp>)より、Web サービスにログイン後に「海外商社登録等のお手続き」または「海外商社情報照会」をクリック。)にて登録状況をご確認ください。
- バイヤーが海外商社名簿に掲載されていない場合は、海外商社登録手続きが必要です。1)海外商社(バイヤー)登録手続きをお願いいたします。
- 「海外商社名簿」に登録されているバイヤーの格付変更をご希望の場合、或いは登録されているバイヤーの名称・住所などの登録内容を変更・追加したい場合は、2)海外商社(バイヤー)変更手続きをお願いいたします。
- スリーピング候補バイヤーの解除手続きは、3)スリーピング候補バイヤー解除をご確認ください。

1)海外商社(バイヤー)登録手続き

バイヤーが海外商社名簿に掲載されていない場合、NEXI が与信審査を行い、バイヤーコードと格付を設定します。一旦、海外商社名簿から削除されたバイヤー(＝スリーピングバイヤー)を再登録する場合も、同様の手続きをおとりください。手続きには、原則として信用調査報告書が必要です。なお、スリーピングバイヤーについては、3)スリーピング候補バイヤー解除を併せてご参照ください。

《 海外商社名簿への登録手続きに要する期間の目安 》



海外商社(バイヤー)に関する手続きは Web から申請いただけます。

[NEXI のウェブサイトトップページ(<https://www.nexi.go.jp>)より Web サービスにログイン]

(1)NEXI に信用調査報告書取得を依頼される場合 (番号は上の図の流れに対応)

- ① Web サービスからご入力いただいた申込情報に基づき、NEXI から調査費用の請求書をお送りいたします。中小企業者のお客様は P.10 4)の特例をご覧ください。
- ② 信用調査料は NEXI ウェブサイトで確認できます (https://www.nexi.go.jp/procedure/consult/price_list.html)。請求書の払込期限内に調査料のお振込を必ず行ってください(発行日の 40 日後が払込期限となります)。
- ③ **信用調査報告書の取得には、3週間から 1 ヶ月程度の期間が必要です。**余裕をもってお手続きくださいませうお願いいたします。なお、信用調査報告書は弊社審査のみに使用するため、お客様にはお渡しできません。予めご了承ください。
- ④ 海外商社名簿への登録審査は、信用調査報告書が届いた後に行います。
※ ご依頼受付後の依頼内容訂正・取り消し・返金は原則できません。また、調査対象バイヤー情報に誤りがある

りますと適正な調査が実施されず、再度新規でお申し込みいただき調査料も発生する場合がございます。予めご了承ください。

(2)お客様が信用調査報告書を入力された後、申請される場合

① NEXIに登録申請が届き次第、海外商社名簿登録のための審査を行います。

※ お客様から提出いただいた信用調査報告書が利用できない場合(たとえば、調査内容が古い、記載事項等の必要な情報に不足がある等)には、通常よりも審査に時間を要する場合がございますので予めご了承ください。なお必要な情報については、4)お手続きの注意事項をご参照ください。

2) 海外商社(バイヤー)変更手続き

(1) 格付変更

現在の格付から格上げや増枠のご希望がある場合の手続きです。海外商社(バイヤー)登録手続きと同様、原則として信用調査報告書が必要です。4)お手続きの注意事項をご確認下さい。

(2) 名称、住所変更・追加

登録済みのバイヤーの名称・住所に誤りがあった場合、名称・住所に変更があった場合、またはバイヤーと同一国内にある支店の住所を海外商社名簿に追加する場合の手続きです。信用調査報告書あるいは名称変更・住所変更(追加)が判る書類(バイヤーからの社名変更通知、移転通知登記簿、全部証明などの写し等のいずれか。名刺は不可。)が必要です。

(3) 海外支店・子会社等の登録・削除

貿易一般保険包括保険を利用されるお客様の手続きです。

お客様の海外支店や子会社との取引が包括保険の付保対象となっている場合には、信用危険免責でお引受けすることになります。

保険のお申込み在先立ち「海外支店・子会社登録」(以下、「子会社登録」といいます。)を行っていただくことにより、非常危険をてん補し、非常危険の保険料のみをご請求させていただきます。当該「子会社登録」手続きがされていない場合は、信用危険保険料が請求されますのでご注意ください。

また、以前に子会社登録を行った海外商社が、出資引き上げや売却等により子会社ではなくなった場合も速やかにお手続きください。子会社登録の削除申請を行うことにより、以降の保険のお申込時点の格付に基づいて信用危険の引受判断を行います。以下の様な特定の関係の事実を証する書類が必要です。

特定の関係の種類	事実を証する書類
① 自社の海外支店・海外支社がバイヤーとなる場合 (海外企業の日本支店の場合、海外の本社)	本社または支店・支社であることが確認できる書類の写し(商業登記簿謄本や有価証券報告書など)
② 特定の資本関係があるバイヤー ・ 自社の議決権の過半数を保有する親会社・祖父母会社など ・ 自社が議決権の過半数を保有する子会社・孫会社など ・ 兄弟会社など ・ これらの支店	資本関係が確認できる書類の写し(有価証券報告書、年次報告書など)

<p>③ 特定の人的関係があるバイヤー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社から取締役等を派遣している会社やさらにその派遣先 ・ 自社に取締役等を派遣している会社やさらにその派遣元 ・ 自社から取締役等を派遣している会社の子会社 ・ 自社に取締役等を派遣している会社の親会社や子会社 ・ 親会社に取締役等を派遣している会社 ・ 親会社・子会社が取締役等を派遣している会社 ・ これらの支店 	<p>人的関係を有することが確認できる書類の写し(年次報告書など) 資本関係を含む場合は、②の書類も併せてご用意ください。</p>
<p>④ その他①～③と実質的に同視できるバイヤー</p>	<p>具体的なケースにつきましては、個別にご相談ください。</p>
<p>⑤ 海外支店・子会社登録の削除</p>	<p>特定の関係が解消されたことが確認できる書類の写し</p>

3) スリーピング候補バイヤー解除

海外商社名簿管理の効率化を図るため、一定期間貿易保険のご利用が無いバイヤーにつきましては、当該登録バイヤーを名簿から削除しております。(＝スリーピングバイヤー)

バイヤー削除に際し、例年 10 月初めに NEXI ウェブサイト(<https://www.nexi.go.jp/>)にて削除予定バイヤーリストを公表いたします。お客様がお取引を予定されているバイヤーにつきましては、指定期日までに Web サービスよりお手続きいただくことにより、削除候補から除外し名簿への掲載を継続することができます。

4) お手続きの注意事項

(1) 信用調査報告書

バイヤーの与信審査(登録及び格付変更等)を行うためには、原則としてお客様から信用調査報告書をご提示いただきます。

お客様ご自身で手配される場合

入手した信用調査報告書が、(2)「信用調査報告書の要件」で定める要件を満たしているかどうかをご確認ください。NEXI には、信用調査報告書の原本をご提示いただきます。信用調査報告書を電子データで購入された場合は、当該データ(または当該データを加工せず印字したものを)を直接ご添付ください。

ご提供いただいた取引先情報が不正確な場合や、取引先所在国における調査期間、企業の情報開示状況によっては、通常よりも審査に時間を要する場合がございますので予めご了承ください。

NEXI に手配を依頼される場合

前述の「NEXI に信用調査報告書取得を依頼される場合」をご覧ください。

【中小企業者のお客様への特例】

信用調査報告書取得の中小企業支援制度(原則1社当たり累計8件を上限として、NEXI が費用を負担)を実施していますのでどうぞご活用ください。

(2) 信用調査報告書の要件

お客様ご自身でご用意いただく場合の信用調査報告書の要件は以下のとおりです。

- (1) 確実な調査会社によるものであること。
- (2) 英語または日本語のもの。(他の外国語の場合は、訳文を添付してください。)
- (3) 1年以内に調査されたものであること。
- (4) 当該信用調査報告書の出所(調査機関名)及び調査または作成年月日(必須)
- (5) 下記の内容の詳細が記載されていること。(注1)
 - ① 名称・住所(必須)(注2)
 - ② 創業または設立時期(必須)
 - ③ 業種(必須)
 - ④ 代表者
 - ⑤ 従業員数
 - ⑥ 主要株主及び資本金額
 - ⑦ 財務内容
 - ⑧ 信用状態(契約履行の状況、取引者間の評判等)
 - ⑨ 活動状態

- (注1) ①～③は必須です。④～⑨につきましては、情報の記載が少ない場合または無い場合でも信用調査報告書の要件を満たしていますが、上位の格付とはならない可能性があります。
- (注2) お取引の相手方の正式名称と信用調査報告書上の名称が異なる場合は原則として調査機関に訂正を依頼してください。ただし、明らかな脱字、誤字の場合には住所等同じ会社であることが確認できるもの(レターヘッド等)をご提出いただいても結構です。
- (注3) 最新決算の決算日が提出時において1年6カ月以内のものに限ります。

補完書類

調査機関から取得した信用調査報告書に最新の財務内容が反映されていない場合、お客様が独自に入手された財務諸表を補完書類としてご提出いただくことが可能です。

バイヤーの財務諸表を追加提出する場合の注意事項

- (1) 日本語又は英語以外の言語の場合は、内容の和訳又は英訳を添付してください。
- (2) 公認会計士による Audited Report であることが必要です。
- (3) 財務諸表は、原則、直近の決算期から3期間以上をご提出ください。3期間以上が入手できない場合でも申請可能ですが、適正な審査結果とならない場合があります。
- (4) 半期決算書、四半期決算書は採用しておりません。
- (5) 貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)の注釈も添付してください。

信用調査報告書に記載された名称・住所以外の登録

以下の場合、信用調査報告書に記載された内容との関係を確認できる書類(名称・住所が併記されたレターヘッド、ウェブサイトの店舗住所一覧などで、日付が1年以内の新しいもの。)も併せてご提出ください。

- (1) 正式名称のほかに、商号・略称を登録する場合
- (2) 本社や登記上の住所と、営業店の住所が異なる場合
- (3) 同一国内の支社・支店を追加登録する場合 等

(3) GE 格(銀行以外)の認定要件

GE 格バイヤー(銀行以外)については、信用調査報告書に加え、原則として、認定要件として NEXI が指定する「出資内容(出資比率)」、「任命権」、「設立根拠法又は予算承認権」を確認できる書類が必要です。

なお当該要件が揃わない場合であっても、追加資料等によって「中央政府が原則として直接又は間接に出資割合100%を保有し、実質的に政府と同一視できる者」であると判断できる場合には、GE 格に認定できるケースもありますので個別にご相談ください。

(4) 信用調査報告書の代替資料

以下の格付への登録をご希望される場合に、信用調査報告書に代わり、それぞれの格付に対応する資料にて申請いただくこともできます。

格付		信用調査報告書の代替資料になるもの
政府機関	GS、GA	<ul style="list-style-type: none"> ● 名称から明らかに政府機関と判断できる場合は、契約書等の写し ● 国際機関等の場合は当該国際機関の出資及び活動状況を記した刊行物の表紙及び当該機関の記載箇所の写し
銀行	GS、GE、SA、SC	<ul style="list-style-type: none"> ● Bankers' Almanac (=銀行年鑑)最新版、Orbis Bank Focus(旧 Bank Scope)最新版または Fitch Connect 最新版
企業 創設期	PN(設立1年未満)又は延長	<ul style="list-style-type: none"> ● 正式名称・住所、創設期にあることが確認できる書類(原則として1年以内のもの)の写し。
住所登録 (名称)	PU	<ul style="list-style-type: none"> ● 正式名称・住所が確認できるもの。 例) 契約書の写し、レターヘッド、当該バイヤーのウェブサイト情報(外部ソースのウェブサイトは不可)、アニュアルレポート、公的書類(登記簿等)等 ※名刺は採用不可。

なお、Web サービスからの手続きができない場合は本店 審査部 与信管理グループまでご相談下さい。

手続き内容		提出書類	
		信用調査報告書	その他エビデンス
1) 海外商社(バイヤー)登録手続き	PU 格以外	○	○
	PU 格	—	○
2) 海外商社(バイヤー)変更手続き			
(1) 格付変更		○	○
(2) 名称・住所変更		—	○
(3) 海外支店・子会社等の登録・削除		—	○
(4) スリーピング候補バイヤーの解除		—	—

バイヤー格付ごとの保険種別引受基準（支払保証がなく、ユーザンスが2年未満のもの）

保険区分		てん補危険	グループ 格付	与信管理区分								事故管理区分		未登録			
				G			E					P	R		B		
				GS	GA	GE	EE	EA	EM	EF	EC						
貿易一般保険・貿易代金貸付保険	個別保険	輸出・仲介貿易・技術提供	非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
			信用危険	船積前	キャンセル	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					破産等	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
				船積後	破産等	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	×
					債務不履行	○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	×
	包括保険	消費財	非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
			信用危険		信用危険に対するてん補は行わない												
		設備財・技術提供	非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
			信用危険	船積前	キャンセル	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					破産等	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
				船積後	破産等	○	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×
					債務不履行	○	○	○	○	○	△	△	×	×	×	×	×
		企業総合	非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
			信用危険	船積前	キャンセル	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
					破産等	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
船積後	破産等			○	○	○	○	○	○	○	○	×(*1)	×	×	×	×	
	債務不履行			○	○	○	○	○	○	○	○	×(*1)	×	×	×	×	
貿易代金貸付保険（2年未満）（個別・包括）				G又はSAに格付された銀行の場合のみ○													
限度額設定型保険		非常危険・信用危険		○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	
簡易通知型包括保険		非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
		信用危険	船積前	キャンセル	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
				破産等	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	
			船積後	破産等	○	○	○	○	○	○	○	○	×(*1)	×	×	×	×
債務不履行	○	○		○	○	○	○	○	○	×(*1)	×	×	×	×			
輸出手形保険		非常危険・信用危険		○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	×		
前払輸入保険		非常危険		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×		
		信用危険		□	□	□	□	□	×	×	×	×	×	×	×		
中小企業・農林水産業輸出代金保険		非常危険・信用危険		○	○	○	△	△	△	△	×	×	×	×	×		

- :お引受可。
- △:当該バイヤーごとに設定されている個別保証枠の範囲内でお引受可。
事前又は保険お申込時に保証枠残高の確認が必要となります。
- :契約につき引受限度があるもの。
- ×:引受不可(謝絶)。

- (注)バイヤーが一被保険者と、本支店関係、特定の資本関係、特定の人的関係にある場合などには、信用危険はてん補。
- (*1)特約期間中または保険年度中にG格・EE格・EA格・EM格・EF格からEC格への変更になった場合、当該特約期間中または保険年度中に限りお引受け可。

海外商社名簿登録等の申請に関する
お問い合わせ先

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分
(祝祭日、年末年始を除く)

お問い合わせ内容	本店
<ul style="list-style-type: none"> 海外商社(バイヤー)登録の有無、現行格付の照会 海外商社(バイヤー)登録申請 信用調査依頼 	審査部 与信管理グループ TEL 0120-676-094(通話料無料) TEL 03-3512-7684 FAX 03-3512-7626 電子メール buyer-tokyo@nexi.go.jp

Web サービスに関するお問い合わせ先

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分
(祝祭日、年末年始を除く)

<ul style="list-style-type: none"> Web サービス全般に関する問い合わせ 	本店 営業第一部 お客様相談窓口 TEL 0120-671-094(通話料無料) 電子メール web-support@nexi.go.jp
---	---

その他貿易保険に関するお問い合わせ先

受付時間: 月～金曜日、9時～12時、13時～17時30分
(祝祭日、年末年始を除く)

お問い合わせ内容	お問い合わせ窓口	
貿易保険全般について	本店 営業第一部 お客様相談窓口 TEL 0120-671-094(通話料無料) FAX 03-3512-7679	大阪支店 お客様相談窓口 TEL 0120-649-818(通話料無料) FAX 06-6233-4001
保険利用者コード登録	本店 営業第一部 お客様相談窓口 TEL 0120-671-094(通話料無料) FAX 03-3512-7679	TEL 03-3512-7563
個別保証枠残高の確認・相談	本店 営業第一部 お客様相談窓口(※) TEL 0120-671-094(通話料無料) FAX 03-3512-7679	大阪支店 営業グループ TEL 0120-649-818(通話料無料) TEL 06-6233-4018 FAX 06-6233-4001

※貿易一般保険包括保険(機械設備、船舶、鉄道車両、技術提供)で、EM・EF 格の船積後信用危険のカバーのご相談については、輸出保険第一グループ(TEL 03-3512-7664/7667)で承ります。

【NEXI 事務所所在地】

＜本店＞

〒101-8359 東京都千代田区西神田 3-8-1
千代田ファーストビル東館 5階



＜大阪支店＞

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 3-1-22
あいおいニッセイ同和損保 淀屋橋ビル 8階



発行：株式会社 日本貿易保険



2020年1月